資料80-4

電気通信番号規則等の一部改正について

(諮問第3095号)

<目 次>

1	報告書									 	1
2	答申書	(案)								 	6
3	改正概	要 ••								 	7
4	新旧対	照表								 	1 5
•	電気通信 基礎的電 金算定等	気通	信役	務0)提	供に	. 係	る交	付金	 び負	担
	(参考)										

・電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案 ・・・・・・・・ 17

平成29年9月1日

情報通信行政·郵政行政審議会電気通信事業部会 部会長 新 美 育 文 殿

電気通信番号委員会 主 査 相 田 仁

報告書

平成29年6月23日付け諮問第3095号をもって諮問された事案について、調査の 結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信番号規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。

電気通信番号規則等の一部を改正する省令案に対する意見及びそれに対する考え方

提出意見を 踏まえた案の 修正の有無	巣	熊	
考え方	本改正案に賛同いただいたものとして承ります。	情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」(平成 27年12月17日)では、現在、FMC等サービスに割り当てられている 060 番号について9,000万番号が未指定となっているため、将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保することが適当とされています。 今回、携帯電話番号の需要や M2M 等専用番号の利用動向等を踏まえつつ、FMC等専用番号である 060番号の移行先を、「FMC等専用番号の移行先候補」(情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第79回資料70-2(参考2))を踏まえ検討した結果、「0600」番号帯をFMC等専用番号にすることが適当と考えます。	本改正案に賛同いただいたものとして承ります。 今般の制度改正は、「M2M 等専用番号の導入や携帯電話番号の 指定基準の見直しを行っても、携帯電話番号のひっ迫(不足) が生じる場合も考えられる。したがって携帯電話番号 (090/080/070)と隣接している 060 番号については 9,000 万番
意 見	改正に賛成します。 (匿名①)	一年半以上前の答申を踏まえ、今になって電気通信番号規則の一年半以上前の答申を踏まえ、今になって電気通信番号規則の一部を改正するのはなぜでしょうか。 そもそも平成 27 年 12 月 17 日「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」についての答申は、主に M2M 等専用番号の導入について検討されたものです。FMC 等専用番号について触れたのは次の一文のみです。 『携帯電話番号(090/080/070)と隣接している 060 番号については 9,000 万番号が未指定の状態となっているため、携帯電話番号のの5番号として使用することも見据えて留保しておくことが適当である。』 この時点では、060 番号帯をすずて携帯電話番号として留保するのか、0600 番号帯を残すのかについては議論されておらず、今回の改正で後者の方針となった経緯が明らかではありません。 一部報道によりますと、FMC 等専用番号の割り当てを希望する事業者が現れたためともいわれております。本件、意見募集を行うにあたって必要な情報が不足しているのではないでしょうか。	携帯網と固定網を組み合わせ、1つの番号で提供されるサービスを専用番号帯を移行することにより、携帯電話番号として060 番号帯を留保する今回の関係規定の整備に賛成します。このたびの省令改正案につきましては、平成 27 年 12 月 17 日の情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気
No.	-	8	ო

		
等専用番号の利用動向を踏まえつつ、将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保しておくことが適当である。」(情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」(平成 27 年 12 月 17日))を踏まえ、FMC等専用番号を 0601~0609 から 0600 に移行するものです。移行先については、「FMC等専用番号の移行先候補」(情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第79回資料79-4(参考2))を踏まえ検討した結果、「0600」番号帯とすることが適当と考えます。		今般の制度改正は、「M2M 等専用番号の導入や携帯電話番号の指定基準の見直しを行っても、携帯電話番号のひっ迫(不足)が よい と せん まきっこれ スート たがって 堆 帯 電 手 来 早
があり、かけ間違いが多発する可能性があると考えられます。 当初は上記理由により、提案されていない他の番号帯域の活 用について思考してみたものの、下記理由により 0600 がより ″ マシな選択 であると考えました。 0660-DF-GHJK について 始めに FMC サービスは高度な電話サービスであると判断し、 0ABO 番号を割り当て、以前の FMC/UPT サービスと連続性を考え、この番号帯を割り当てることが妥当であると考えました。 大阪 06 と一見衝突しているものの 06-60DE-FGHJ は使用禁止と なっており、0610-DE-FGHJ とは違って衝突しないと判ります。 しかしながら FMC サービスを利用し、大阪からの発呼と誤認せ しかしながら FMC サービスを利用し、大阪からの発呼と誤認せ しかしながら FMC サービスを利用し、大阪からの発呼と誤認せ しかる行為ができうることとなり、更には電話交換設備の改修 費用が大きくなると考えられ、望ましくないと考えられます。	020-6DEF-GHJK について 次に特殊な電話である OAO 番号の中で、以前の FMC/UPT サービスとの連続性を保ったまま移行できる先を考えました。060- ビスとの連続性を保ったまま移行できる先を考えました。060- CDEF-GHJK(C は O を除く)を留保するために FMC サービスの番号 移行を行うという目的を考えると新規帯域を使うのは望ましく なく、ついこの間データ通信を主とする携帯電話向けに割り当てられた 020-CDEF-GHJK(C は O および 4 を除く)を分割するのが 妥当であると考えました。 しかしながらこの番号帯域は増加する M2M 需要のために割り 当てられた帯域であり、更には FMC と M2M とを誤認させる可能 性があるため、利用への心理的障壁につながると考えられ、望ましくないと考えられます。 以上より、0600-DEF-GHJK が最も "マシな選択" であると考えられます。	(個人人) (個人人

	ら、賛同致します。	(090/080/070) と隣接している 060 番号については 9,000 万番	
	将来、0601~0609 番号を携帯電話番号に開放する場合には、	号が未指定の状態となっているため、携帯電話番号の需要や M2M	
	電気通信番号を使用する事業者として、FMC 番号帯と携帯電話番	等専用番号の利用動向を踏まえつつ、将来的に携帯電話番号と	
	号帯を区別して周知するなど、利用者に混乱が生じないよう、	して使用することも見据えて留保しておくことが適当であ	
	取り組む必要があると考えます。	る。」(情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向け	
	(株式会社 NTT ドコモ)	た電気通信番号に係る制度の在り方」(平成 27 年 12 月 17	
		日))を踏まえ、FMC 等専用番号を 0601~0609 から 0600 に移行	
		するものであり、本改正案に賛同いただいたものとして承りま	
		ب	
		将来、0601~0609 番号を携帯電話番号に開放することとなる	
		場合には、総務省や関係事業者等が、利用者に混乱が生じない	
		よう、対応する必要があると考えます。	
9	電気通信事業報告規則には、電話番号として、090 の他に 091	現在、電気通信番号規則においては、携帯電話又は PHS に係 無	
	が書かれているが、092(主に福岡市)、093(主に北九州市)	る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号として	
	の番号が現在使用されているので、091 については使用に反対で	070/080/090、別の端末系伝送路設備を識別するための電気通信	
	ක් රි.	番号として 091 がそれぞれ規定されているところですが、今回	
	携帯電話番号は OAO の形式の番号としていただきたいと考え	はこれらの電気通信番号に関する改正は予定しておりません。	
	る。(それも埋まったら根本的な改正を行う形での対処を行う		
	とした方が良いのではないかと考える。)それ以外には特段の		
	対は無い。		
	意見は以上である。		
	(個人②)		

総務大臣野田聖子殿

情報通信行政・郵政行政審議会 会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書(案)

平成29年6月23日付け諮問第3095号をもって諮問された事案について、審議の結果、 下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信番号規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりである。

諮問の背景・概要

메氏 岩田

- 通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」において、使 用のないFMC等専用番号(060番号帯)を、将来的に携帯電話番号として使用することを見据えて留保す M2M等専用番号の導入に伴う携帯電話番号の有効利用に向けた検討を行う中で、 平成27年12月、 情報 ることが適当との言及。
- これを踏まえて、FMC等専用番号を060番号帯から別の番号帯に移行し、060番号帯は留保するよう措 置を検討。

改正の概要

7

- 電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)
- FMC等専用番号として、060番号帯から0600番号帯へ移行
- ※ 現在、FMC等専用番号として規定されている060番号帯(0601~0609)は留保とする。
- 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号) ➤ ユニパーサルサービスに係る負担金の徴収の対象である060番号帯を0600番号帯に移行

(参考:諮問対象外)

- 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)
 - FMC等専用番号に関する報告様式の整備

施行期日

公布の日から施行

電気通信番号規則におけるFMC (Fixed-Mobile Convergence)サービス

概 瞅

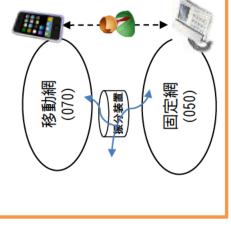
網形態、通話料金、通話品質などを問わず、複数の網を組み合わせることにより、1番号、1コールで提 供されるサービス。

艦 イメージ(室)

移動(070等)と固定(0ABJ)の組合せ

移動(070等)と固定(050)の組合せ

固定(0ABJ)と移動(050)の組合せ



使用可能番号 060、070等、050

NTTドコモが提供中(070等)

移動網 (050) (050) 国定網 (0ABJ)

使用可能番号

060,050

使用可能番号

国定網 (0ABJ) ト 060、070等 - ケーションズが提供

NTTコミュニケーションズが提供 (平成23年3月サービス終了)

1次23十0カラーに入物1)

上記以外の網の組合せも可能(固定一固定、移動一移動も可) ×

転送の仕組を利用することで、1コールではない類似のサービスが可能

移動網

(070)

振外装置

携帯電話・PHSの電話番号を含む0Vの番号帯の使用状況

携帯電話・PHSの電話番号は、(主に音声)「**070」、「080」及び「090」で始まる11桁の電話番号を指定**しているが、平 成29年3月末時点で、**指定可能な番号数の残は070番号帯の2,590万番号。**(2億7,000万番号のうち2億4,410万番 号を指定済み)

M2M等専用番号として、平成29年1月、「020」を追加。

0A0番号帯の使用状況 (平成29年3月末)

		いっぽうこう	7///	(十つがと3十つカイ)
番号帯	無	番号容量(注1)	指定済み数	指定可能数
010	国際電話			
020	M2M等専用番号 ^(注2)	8,000万	1,200万*	6,800万
030	(未指定)			
040	(未指定)			
020	I P電話	9,000万	2,367万	6,633万
090	FMC等サービス	9,00075	(未指定)	₹2000′6
070		9,000万	6,410万	2,590万
080	携帯電話/ PHS	9,000万	号)000万	0
060		9,000万	子0006	0

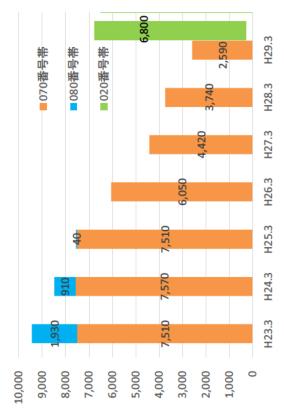
9

注1: 現在、0A0の次の4桁目が0である番号は使用されていない。

注2:020-4番号のみ発信者課金無線呼出しに指定。

※: 平成29年5月末現在、1,640万番号指定済み。

携帯電話・PHSの電話番号の指定可能数の推移



(参考1) 0A0番号 (0A00番号を含む) の用途

6									
∞									
7		M2M等							
9	>					ス等		PHS	
2	国際プレフィックス				IP電話	FMCサービス等		携帯電話/PHS	
4	国際プレ	発信者課金 無線呼出し				FMC		携	
3									
2		M2M等							
1						5			
0						Ŷ٠		着信課金 サービス	
4桁目上3桁	010	020	030	040	020	090	020	080	060

※ 0A0 + CDEFGHJK 通常、0A0番号は4桁目の数字(C)が1から9までの11桁の番号。

(参考2) FMC等専用番号の移行先候補

移行先候補	容量(単位:番号)	留意点
0600 + 7桁	1,000万	移行前の060番号(0601~0609番号)に隣接将来、0601~0609番号を携帯電話向けに開放する場合、携帯電話番号と誤認の恐れ
0500 + 7桁	1,000万	・IP電話番号(0501~0509番号)との識別のために必要なネットワーク改修等の費用が高額になる恐れ移行直後から、IP電話番号と誤認の恐れ
0AB0 + 6桁 (A≠6 and B≠0、 0130など未使用番号)	100万	・移行前の060番号との関連性が希薄 ・番号容量が不足する恐れ
0610 + 6桁	100万	・大阪06+1XY番号と衝突・番号容量が不足する恐れ
専用番号の廃止	_	・事業者からFMC等専用番号の存続の要望あり

(参考) 過去、NTTコミュニケーションズは、060番号帯において104万番号を使用(平成17年3月末時点)

携帯電話番号、IP電話番号、FMC等専用番号の比較 (参考3)

	ネットワークの 識別性	音声品質	緊急通報 機能	番号ポータビリティ	通話料金
携帯電話番号 _{将来の0601~0609番号}	携帯電話ネットワーク	自主基準 ※実際は中程度の 音声品質	義務	義務 ※データ伝送役務のみであ る場合等を除く	比較的高額
IP電話番号 ^{現在の6501∼0509番号}	IPネット7ーク※固定、移動の識別性なし	最低限の品質	任意	任意	比較的低額
FMC等専用番号	複数ネットワークの組合せ ク の組合せ ※固定、移動の識別 性なし	使用される ネットワーク に依存	任意	任意	未定

注 ネットワークの識別性、音声品質、緊急通報機能、番号ポータビリティは、電気通信番号規則等により担保。

(参考4) 0AB0番号の用途

自治体名については該当する一例を記載 埼玉/千葉 市内局番 情報料 代理徴収 東京都 市内局番 大阪府 市内局番 市外局番 兵庫県 加西市 6 東京都 市内局番 大阪府 市内局番 埼玉県 久喜市 市外局番 四万十市 市外局番 **韦外局**番 沖縄県 名護市 市外局番 大量呼 茨城県 古河市 高知県 受付 ω 伝言ダイ ヤル 東京都 市内局番 大阪府 市内局番 統一番号 福井県 敦賀市 市外局番 伊勢崎市 市外局番 千葉県 勝浦市 **节外局番** 東京都 市内局番 神奈川県 箱根町 市外局番 大阪府 市内局番 飯田市 9 埼玉/千葉 市内局番 90XY番号 東京都 市内局番 静岡県 御殿場市 市外局番 大阪府 市内局番 阿賀野市 市外局番 力 所 局 番 **斯哈斯** 平河击 新潟県 2 埼玉/千葉 市内局番 東京都 市内局番 大阪府 市内局番 滋賀県 高島市 市外局番 福岡県 宗像市 市外局番 市外局番 福島県 双葉郡 4 埼玉/千葉 市内局番 東京都 市内局番 大阪府 市内局番 福岡県 行橋市 市外局番 က 埼玉/千葉 市内局番 東京都 市内局番 着信課金 大阪府 市内局番 長崎県 対馬市 市外局番 **韦外局番** 市外局番 宫城県 登米市 山口県 大島郡 8 埼玉/千葉 市外局番 東京都 市外局番 大阪府 市外局番 +1XY +1XY +1XY 公専 着信課金 国際プレ フィックス 0 AB 0 က 2 9 6 8 4 7 ∞

(計10桁)

(計11桁)

0A00 7若

0AB0 + 6桁

(参考5)携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方 平成27年12月17日情報通信審議会答申(抜粋)

第4章 その他

以上に述べてきたように、M2M等専用番号の導入や携帯電話番号の指定基準の見直しを行っても、携帯電話番号のひっ迫(不足)が生じる場合も考えられる。したがって携帯電話 番号(090/080/070)と隣接している $\overline{060}$ 番号10については9,000万番号が未指定の状態と 苹米的 なっているため、 携帯電話番号の需要やM2M等専用番号の利用動向を踏まえつつ、 に携帯電話番号として使用することも見据えて留保しておくことが適当である。

サービスを識別するための番号として使用されているところ、0900番号及び0700番号についても付加サービスに用いるべきとの考え方も取り得る。一方、0900番号及び0700番号は未使用であるところ、番号のひっ迫状況によっては、将来的に携帯電話向けに使用するべきとの判断もあり得るため、引き続き留保しつつ、番号の使用状況全般を注視していくことが また、0AB0番号帯の一部は付加サービス向けに使用してきており、0800番号は着信課金 適当である。

10 060番号の用途は、現在、UPT (Universal Personal Telecommunication) サービス及びFMC 番号は指定されていない。 (Fixed-Mobile Convergence) サービスに割り当てられているが、

改正案	現行
別表第一	別表第一
第一号~第八号 (略)	第一号~第八号 (略)
第九号(第10条第1項第1号関係)	第九号(第10条第1項第1号関係)
600DEFGHJK	<u>60CDEFGHJK (Cは0を除く。)</u>
ただし、DEFは、総務大臣の指定により電気通信事業者ごと	ただし、CDEFは、総務大臣の指定により電気通信事業者ご
に定められる数字とする。	とに定められる数字とする。
注 英字は、十進数字とする。	注 英字は、十進数字とする。
第十号~第十二号 (略)	第十号~第十二号 (略)

この省令は、 附

公布の日から施行する。

則

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号)の一部を改正する省令案新旧対照表 (下線部分は改正部分)

	ı			ı	ı	別	
9 • 10 (略)	気通信番号	第1項第1号に規定する電	8 電気通信番号規則第10条	1~7 (略)	電気通信番号の種別	表第11(第25条関係)	改 正
(略)			600DEFGHJK	(略)	対象となる電気通信番号		上 案
						9	
9・10 (略)	気通信番号	第1項第1号に規定する電	8 電気通信番号規則第10条	1~7 (略)	電気通信番号の種別	表第11(第25条関係)	現
(器)			60CDEFGHJK	(略)	対象となる電気通信番号		行
	・10 (略) (略) (略) 9・10 (略)	気通信番号 気通信番号 •10 (略) (略) 9 • 10 (略)	第1項第1号に規定する電第1項第1号に規定する電気通信番号気通信番号•10 (略)(略)	電気通信番号規則第10条 第1項第1号に規定する電600DEFGHJK 第1項第1号に規定する電 気通信番号8 電気通信番号規則第10条 第1項第1号に規定する電 気通信番号・10 (略)(略)9・10 (略)	~7 (略)(略)1~7 (略)電気通信番号規則第10条600DEFGHJK8 電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電第1項第1号に規定する電気通信番号(略)気通信番号・10 (略)(略)9・10 (略)	電気通信番号の種別対象となる電気通信番号電気通信番号の種別(略)1~7 (略)(略)(日本7 (略)(日本7 (本)(日本7 (本) <td>第11 (第25条関係)別表第11 (第25条関係)電気通信番号の種別対象となる電気通信番号1~7 (略)1~7 (略)1~7 (略)1~7 (略)(略)電気通信番号規則第10条 第1項第1号に規定する電 気通信番号 ・10 (略)600DEFGHJK 第1項第1号に規定する電 気通信番号 9・10 (略)切表第11 (第25条関係)関表第11 (第25条関係)1~7 (略)(略)(個)</td>	第11 (第25条関係)別表第11 (第25条関係)電気通信番号の種別対象となる電気通信番号1~7 (略)1~7 (略)1~7 (略)1~7 (略)(略)電気通信番号規則第10条 第1項第1号に規定する電 気通信番号 ・10 (略)600DEFGHJK 第1項第1号に規定する電 気通信番号 9・10 (略)切表第11 (第25条関係)関表第11 (第25条関係)1~7 (略)(略)(個)

この省令は、公布の日から施行する。附 則

○電気通信事業報告規則 (昭和六十三年郵政省令第四十六号) の 一 部を改正する省令案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現

行

□⊳						号の種別	電気				第2表	第1表	様式第28	
#						種別	電気通信番			電気追		(器)	(第8条関係)	
						使用数	番号			11信番号の			製係)	
						使用数	番号未			使用状況幸				
						休止数	番号	-		段告 (0A]] 3
			数	番号使用	イに係る	タビリテ	番号ぶり	事業者名	年:	電気通信番号の使用状況報告(0AB~J番号以外)				
				使用数	係る番号	ードスに	FMC+		年3月31日現在	(/ /				
]'	,,,		<u>]</u> 		様式	

、第28 (第8条関係)

育2 表 育1表 (器)

電気通信番号の使用状況報告 (0 A B ~ J 番号以外) 年3月31日現在

号の種別 電気通信番 1111 使用数 紳 卓 使用数 番号未 休止数 緗 卓 番号ボー 数 番号使用 イに係る タビリテ 事業者名 使用数 FMCサ 係る番号 ードスに

注1 項各号に規定する電気通信番号について記載すること。 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1

注

0

[881] 「020C」

[0600]

「050」又は「0AB0」を記載すること。

項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

「電気通信番号の種別」の欄は、「091」

[070/080/090]

「0204」

(Cは0及び4を除く十進数字とする。

電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1

2 気通信番号規則第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号) 「電気通信番号の種別」の欄は、「070/080/090」

3~8 (略) 第3表 (略)

様式第29(第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等

年 月末現在

事業者名

			始まる電	信番号規
			600から	8 電気通
				(略)
			(略)	$1 \sim 7$
	3 b <i>0</i>	いるもの		
	られてい	用いられて		
	者に用い	えない形で		
	最終利用	利用者に見		
	り自社の	により最終		
	ティによ	転送機能等		
+(3)	ータビリ	(2) うち耳		
(1) - (2)	(3) 番号ポ	(1) 番号使用数		
番号数	番号			
気通信	た電気通信	号		
対象電	指定を受け	けた電気通信番	番号	号の種別
(4) 算定	他事業者が	自社が指定を受	電気通信	電気通信番

則第10条 気通信番

<u>号)、「881」、「091」、「060」</u>、「050」又は「0AB0」を記載する

(Y (C)

3~8 (器)

(智) 無の投

第3表 (略)

様式第29(第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等

年 月末現在

事業者名

(略) 8 電気通 信番号規 則第10条	1										号の種別	電気通信番
(略) <u>60</u> から始 まる電気 通信番号	(番号	電気通信
	いるもの	用いられて	えない形で	利用者に見	により最終	転送機能等	(2) うち呼	(1) 番号使用数		号	けた電気通信番	自社が指定を受
	3 to 0	られてい	者に用い	最終利用	り自社の	ティによ	ータビリ	(3) 番号ポ	番号	た電気通信	指定を受け	他事業者が
							+(3)	(1) - (2)	番号数	気通信	対象電	(4) 算定

この省令は、公布の日から施行する。附、則

